

<認定研修施設・研修連携施設 暫定認定研修施設申請要項>

【申請資格】

- 指定基準1：研修施設の責任者は日本産科婦人科内視鏡学会の会員である。
- 指定基準2：公益社団法人日本産科婦人科学会専攻医指導施設、一般社団法人日本専門医機構における基幹病院、連携施設のいずれかであること。
- 指定基準3：腹腔鏡手術が過去3年連続して、年間50例以上である。
※腹腔鏡検査のみ（腹腔内観察・生検も含む）、ロボット支援手術は手術実績として認められません。
- 指定基準4：暫定認定研修施設に関する細則2.(4)の1)～7)を満たす本法人会員が1名以上常勤している。
- 指定基準5：院内に外科および泌尿器科のバックアップ体制があるか、外科および泌尿器科を有する緊密な連携が取れる病院がある。
- 指定基準6：各種ガイドラインを遵守し、保険診療を適切に行っている。
- 注1 暫定認定研修施設として申請希望の施設は指定基準2以外、必須である事に注意してください。指定基準2のみ満たさない場合には、指定基準2を満たす別施設を研修連携施設として申請する事が可能です。
- 注2 合併症アンケートの回答をお願い申し上げます。

【申請時提出書類】

1) 提出必須書類

- ①暫定認定研修施設申請書（様式1）
- ②腹腔鏡手術実績一覧（様式2）
- ③学術研修会 受講証（写し）
- ④指定基準2を満たす証明書（写し）
- ⑤チェックリスト（暫定認定施設申請）

2) 申請資格の指定基準2

研修連携施設の申請は、暫定認定研修施設申請書を提出する施設が「研修連携施設申請書（様式7）」も併せて提出することが必須となります。

3) 審査料の振込について

審査料30,000円を下記口座へお振込みの上、振込書の写しを同封して下さい。

銀行名：三菱UFJ銀行 支店：六本木支店 普通預金

口座番号：0442649

口座名義：シャ)ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ シセツニンテイ

【申請受付期間】

2024年1月9日（火）～1月31日（水）（必着）

【申請書送付先・お問合せ先】

〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル

株式会社コンベンションリンケージ内

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 認定研修施設委員会 宛

※ 書類提出の際は、封筒表に「暫定認定研修施設申請書在中」と朱記し、レターパック、簡易書留など受領確認が行われる方法（送料は申請者負担）としてください。